

第47回 原子力委員会臨時会議 議事録

<日時> 1990年12月14日(金) 10:30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 動力炉・核燃料開発事業団高速増殖炉もんじゅ発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(研究用原子炉の変更)について(諮問)
- (3) 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(諮問)
- (4) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認
事務局作成の第46回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。
- (2) 動力炉・核燃料開発事業団高速増殖炉もんじゅ発電所の原子炉の設置変更(原子炉施設の変更)について(答申)
平成2年10月17日付け2安(原規)第386号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、内閣総理大臣あて答申することを決定した。
注) 本件は、炉心の中性子束測定を行うため、燃料体に試験用集合体を追加するものである。
- (3) 京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更(研究用原子炉の変更)について(諮問)
平成2年12月15日付け2安(原規)第344号をもって内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件について、科学技術庁から説明がなされ、引き続き審議することとした
注) 本件は、燃料の低濃縮化を図るため、炉心に装荷する燃料体の一部に低濃縮のウランシリサイド・アルミニウ

ム分散型燃料要素を用い、安全性確保の向上を図るため、安全保護回路等の改造を行うものである。

- (4) 原子燃料工業株式会社熊取製造所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について（諮問）

平成2年11月30日付け2安（核規）第606号をもって内閣総理大臣から諮問を受けた標記の件について、科学技術庁から説明がなされ、引き続き審査することとした。

注) 本件は、放射性固体廃棄物の増加に対処するため、廃棄物貯蔵棟を更新し、固体廃棄物処理設備を設置するものである。